

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年9月5日

2. 認定事業適応事業者の名称

岐阜プラスチック工業株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

当社では、環境への取り組み方針「Eco(ecology・economy)の輪を技術と製品で広げる」をスローガンに掲げ、より環境負荷の低いプラスチック製品の開発・製造・販売に取り組んでいる。

その取り組みの一環として今回、福島工場のプラスチック製物流資材の生産ラインを「省エネルギー化」「省スペース化」「高効率化」したラインへ刷新し、製造の過程で排出されるCO2を減少させるとともに、より高い付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていく事業とする。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2023年度（目標年度）に当事業の実施場所である福島工場の脱炭素生産性を10.6%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

プラスチック製品製造業（18）

（選定の理由）

計画の対象となる事業は主にプラスチック製物流資材を製造するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

計画初年度(2022年度)に、福島工場で使用しているプラスチック製物流資材の製造設備である射出成形機並びに加工ラインをより省エネかつ高効率な設備へ刷新することで、42.2%省エネ率

改善、年間201KL(原油換算)のエネルギー量削減を見込む。また、生産性においても29.3%改善されることから、今後見込まれる物流資材の需要増加に対応し市場シェア拡大を目指す。

以上のことから、目標年度においてはCO₂排出量を減少させるとともに炭素生産性を向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年9月

終了時期：2024年3月